

八 丈 町 商 工 会

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈町商工会	平成 30 年 5 月 24 日	平成 28 年度及び平成 29 年度の 補助対象事業
局	産業労働局	平成 30 年 4 月 27 日	

2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立	
主な沿革	昭和 45 年 2 月 法人設立	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究 	
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2	
組織・人員	会員 358 名で組織され、役員 30 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 25 名、監事 2 名、全て非常勤） 事務局職員 5 名	
都との関係	補助金（表 1） （産業労働局）	2,704 万余円（平成 28 年度交付額） 2,694 万余円（平成 29 年度交付額）

（注）上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助率：10/10以内)	26,948	27,043	26,949

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、八丈町商工会（以下「商工会」という。）の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
平成27年度	442	96	2	15	25	656
平成28年度	407	211	2	16	28	614
平成29年度	405	154	3	15	22	616

(イ) 地域活性化事業

事業内訳
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	32,129	27,875	29,391
経営改善普及事業（地域活性化事業）	4,302	4,309	4,309